

# 「小学校跡地活用」問題 についての提言

平成8年10月

社団法人 京都経済同友会  
京都・都市活性化特別委員会

# 目次

---

## はじめに

提言の趣旨	1
-------	---

---

## 1. 基本的視点

市民の、市民による、市民のための小学校とその校舎・校地	2
(1) 京都市民と教育・学校制度	2
(2) 小学校の校舎・校地の意義	3

---

## 2. 基本的方向

小学校は、活動を起こし、繋ぎ、全市の活力をネットワークする拠点	4
(1) 都心再生の拠点	4
(2) 総合的施策の一環	5

---

## 3. 跡地活用策の提案

次世代市民に引き継ぐ都心再生と総合的施策の拠点	6
(1) 跡地活用策の理念と戦略	
ストックを未来に活かす基本ポリシーの提案	6
(2) 都心居住環境再生と生涯学習の拠点	
モデル・コミュニティづくりの提案	7
(3) 京都を発信する交流活動の拠点	
「和」のエンターテイメント・ネットワークの提案	8
(4) 跡地活用策の方策と課題	
コ・オペレーション・システムの提案	9

---

## むすび

提言	10
(1) 京都の小学校成立の特質と、統合問題の根源を見据えること	10
(2) 校舎・校地の利用を全市の活力を高めるため、総合的な視野から検討すること	10
(3) 個々の活用策は、市民の意見を聞き、京都市の責任で定められるべきであること	11

---

注)	12
----	----

---

## はじめに 提言の趣旨

京都市民にとって小学校が統合されてしまうことは、明治維新以来の大問題である。

本委員会は、平成7年12月に発表した「平成京創成——21世紀 京都グランド・デザインへの提言」を受け、当面する具体的な課題について研究・提言することを目的とし、その最初のテーマとして「小学校跡地活用」を取り上げた。

この問題については、平成6年8月「京都市都心部小学校跡地活用審議会」の答申<sup>1)</sup>を受け、京都市において「基本方針」を決定し、続いて各跡地の用途区分に応じた考え方<sup>2)</sup>を策定したこと、それ以前から当該学区を中心に真剣な論議を重ね、学区住民が学校創設以来の英断というべき、小学校の統合を決断したことを聞いていた。

本委員会は、京都市当局はじめ各方面の取り組みの経緯を聞き、7回の委員会と6回のスタッフ会議をもって討議・研究した。討議は、バズセッションも加え、全委員に発言して頂き、その意見をもとにスタッフ会議で検討を加え、提言の形にとりまとめた。

委員会での意見の特徴と、提言のあり方についての考えを要約すると次の通りである。

- (1) 京都の小学校成立の特質と、統合問題の根源を見据えること。
- (2) 校舎・校地の利用を全市の活力を高めるため、総合的な視野から検討すること。
- (3) 個々の活用策は、市民の意見を聞き、京都市の責任で定められるべきであること。
- (4) 京都市へ考え方を提言するとともに、市民の理解と会員の行動提起に資すること。

本提言は、このような討論を元に、次のように構成されている。

第一に、京都の小学校成立の意義を、教育と市民自治の精神から、正しく理解し、跡地活用の理念を明らかにすること。

第二に、小学校の統合・廃校という未曾有の事態に到った京都の都市問題を直視し、都心部の居住環境と都市活力のあり方を追求すること。

第三に、次世代の市民をも視野に置き、引き継ぎ、託すべき資産と精神という視座に立ち、京都の現在と未来に責任をもつ自由な立場から、具体的な跡地活用策を提案すること。

本会は、京都市市政を支持する基本的な立場から、いままでも提言してきた。本会の会員は企業経営者として、産業振興と京都の都市づくりのために参加するが、同時に、自由な一市民として、行政の通弊に対しては、率直に発言するものである。

本提言が、京都市小学校跡地活用検討委員会の素案並びに原案策定に活かされるとともに、忌憚のないご意見が各方面から寄せられ、施策の一層の充実と推進を図るために、役立つことを期待するものである。

平成8年10月

社団法人 京都経済同友会  
京都・都市活性化特別委員会  
委員長 内田 昌一

# 1. 基本的視点 市民の、市民による、市民のための小学校とその校舎・校地

## (1) 京都市民と教育・学校制度

教育は、人間の世代を引き継ぐ、知的再生産活動の一環であり、知識を与える面と、個人の能力を伸ばす面とがある。こんにち、人類の英知と永い努力によって、教育の基本は人間としての尊厳と自主性にあることが確認され、我が国においては、憲法と教育基本法に基づいて、基本的人権の一環として教育をうける権利が保証されている。

人間は社会的な共同体の中での個人として生きており、教育は文化の継承であるから、文化を共有する地縁・血縁によって結ばれた共同体が、教育の役割を担ってきた。そこでは教育の目的、即ち人間のあるべき姿について、共同体を主にするか、個人を主体におくかで先ず違いが現れる。その共同体がより大きな民族や或いは国家へ統合されて行くと、教育も民族や国家の目標に組み込まれて行く。

我が国では、明治以来、欧米先進国に追いつき追い越すことを目標に「国民」をつくることに急で、自主・自立の「市民」精神を育てることが遅れたと言われる。

それは戦後から現代にまで続き、京都も強大になった国家の中で例外ではなかった。

京都では、中世から近世へかけて、町組とよばれるようになった共同体による自主・自立の町衆による自治が発達していた。

明治維新の前後、京都では近代的な公教育、即ち小学校制度が町の教育者からも提起され、いち早く整備されたように言われているが、伝統的な私塾を選ぶ町民もあり、国家＝国民への統合を目標とした公教育の「国家統治」への組み込み策との間で、小学校制度の導入は、必ずしも始めから円滑に進んだわけではなかった。

当時の京都府は、そのような住民の意思を聴き、慶応4年（9月8日から明治元年）、「小学校は読書、習字、算術の稽古場、町組集議の会所、京都府の出張所である」と3つの機能があるとする方針を示した。同時に町組の再編整備も行われた。

この方針を受けて、京都の小学校はその後「学区」へ再編された町民の自治組織である「町組」を基礎とし、明治政府の教育制度施策に先駆けて急速に整備された。

「車駕東遷」によって一地方都市となりかけた京都は、為政者・町民ともに、危機感をバネとし、都市の再生に心を一つにして「小学校兼町組会所」という「政教一途」の独特な小学校制度をつくり出したのである。

ここに、京都の小学校統合問題が、他都市とは根本的に異なる理由がある。

## (2) 小学校の校舎・校地の意義

明治初期の税制による租税負担と町組運営の仕組みは、現代の市民的権利や負担制度とは違っている。しかし、当時の全市民といってよい町組住民が、間口割や学校債など、苦心に工夫を重ね、当時なりの公正・平等な拠金と、学務委員を選ぶなど運営にも責任と権限を担い、教育施設としてだけでなく、地域社会の交流活動拠点として、小学校を活かしたのである。

こうして国の義務教育制度が確立し、就学率が高まり、学童が増えた明治中期から、小学校の改築期に入るが、地域によって経済力の違いもあり、施設整備や教員給与の格差も表れてくる。明治中期以後には国家財政が強くなり、教育の機会均等の立場からも、政府は全国的に財政補助を行い、明治22年には市制がしかれ、京都市の支出も投入された。

市政の拡充とともに、福祉から防犯、し尿処理にいたるまで、地域共同体が担っていた事が「市」の仕事に移り、第二次大戦中、戦時立法による「国民学校」への改組、施設資産の「市」への移管、終戦後の「町内会」解体、更に経済成長期に入って、人口と市街地のスプロールは、伝統的な地域共同体と小学校の関係を激しく揺るがせた。

しかし、今の我々市民が学び、継承・発展させたい自治能力は失われていない。新しい郊外住宅地にも“夏祭り”（地藏盆）を移入するように、旧町組小学校区でも新設小学校区でも、小学校は子育てと地域共同体統合の“象徴”という伝統は維持されている。

小学校の校舎・校地は“京都市の資産”ということは全市民の財産であるが、町組が小学校をつくった時から「公共財」であった。負担は学校のためだけでなく「市民税」として一括し、管理は市の「教育委員会」に委ねられて、判り難く、手の届かない所へ行ってしまうようであるが、所帯が大きくなっただけで本質は変わっていない。

都心部では学齢児の減少によって、学校教育の条件は困難になった。先ず当事者である学区住民が子弟の教育のために、近隣の学区と相談し、自主的に統合を決心した。この統合問題を巡る真剣な議論を経て、学区住民は、どの学校も等しく「市民による」「市民のための」小学校だという高い次元、広い視野へ、即ち「市民」意識へと成長したのである。

小学校は無くなったが、住民の生活に根ざした多彩な交流活動と、何より、そこで生まれ、育ち、学んだ学校とその「学区」への統合意識は消滅していない。

「我が小学校」へ皆が持ち寄り、或いは寄贈した資料・文化財もある。それは新設校でも同じである。校舎・校地施設の所有権と管理責任がどうなろうと、様々な学区行事を持続し、管理者の側でもそれを尊重し、ルールを設けて協力してきた。

このようにして、京都1200年の歴史から見れば10分の1であるが、地域文化の象徴、拠り所として来た小学校の校舎・校地は、他の大都市とは全く違う、先人の知恵と努力のこもった貴重な資産である。この資産を「市民意識」へと成長したエネルギーによって、次の世代のためのまちづくりへの核として活かすべきである。

## 2. 基本的方向 小学校は、活動を起こし、繋ぎ、全市の活力をネットワークする拠点

### (1) 都心再生の拠点

そもそも、市立小学校が統合に到ったのは、伝統ある私立校の存在もあるが、根源となる要因は、都心部人口、特に学齡児の急速な減少である。

京都市土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会の答申<sup>3)</sup>は「調和を基調とする都心再生地域」について、①居住環境の再生 ②地域の活性化 ③都市景観の形成 の3点を挙げている。さらに都心地域が居住環境として質的に低下し、人口の流出が進んでいる現実を直視し、現居住者が住み続けられる環境を作り、さらに「若年層の呼び戻しを図ることができるよう、居住環境を再生することが不可欠である」と述べている。

残念ながら、確かに京都の都市的活力は、停滞から衰退へ向いていることが、あらゆる指標に現れている。学童の減少に現れているように、人口動態がその焦点である。

都市の活力とは、ただ空のコンクリートのビルが建ち並ぶことではなく「人」が居ることである。人が集まり賑わうことである。人々の生き生きとした暮らしの息吹の湧くところに、よそからの人々を惹きつける魅力がある。

京都市の人口は昭和62年から減少に転じていた。都心4区（上京・中京・下京・東山）では過疎地のような様相を呈している。その出生数は、20年前の30%しかない。しかし、平成3～4年から都心4区の減少数は低くなっており、出生数も年間1900人で前後している。京都の人口動態は、春には学生の転出入など特異な現象を示すが、平成8年に入って、5月以降も下京区・南区で微減・微増である。上昇へ転ずる兆候であろうか。

まちづくり審議会答申が言うように、若い人が住めるようにすることが、京都活性化のカギであるが、熟年者、高齢者も住むことで、コミュニティが豊かになる。現在、中京区の人口は全市の6.2%に過ぎないが、例えば京都経済同友会会員の8.4%は、同区内に居住している。また、都心部と郊外地には、それぞれの良さがある。多様な居住地から選択できることも、豊かな都市づくりのテーマであるが、街中に人が住めるように努力することを諦めるべきではない。小学校の校舎・校地を再び小学校として復興することも選択肢として残したい。確かにそれは並み大抵なことではない。このことは京都市だけの問題ではない。我が国の合計特殊出生率<sup>4)</sup>は1.5を割っている。しかし2.1まで回復したスウェーデンの例もある。国の「エンゼルプラン」<sup>5)</sup>にも期待したい。

都心に若者が住み、子供が増えるのは“夢”に近いかもしれない。しかし、夢を追い、永く、苦しくとも、小学校跡地を、都市活性化へ活かし父祖の遺徳に応えたい。「世界文化自由都市宣言」は“都市は理想を必要とする”とし、実現への努力を呼び掛けている。

## (2) 総合的施策の一環

明治2年(1869年)5月に全国最初の小学校を開業し、その年の12月までに、上・下京64校もの小学校建営をなし遂げたバックには、当時の京都が、我が国最大の工業地であったことを見落とすことはできない。明治7年、我が国最初の産業統計である「府県物産表」では、総生産額でも、有業人口一人当たり生産額でも群を抜いている<sup>6)</sup>。

しかるに、現在の京都の経済力はどうか。市民所得は、一人当たり370万円強で、東京都(区部)の3分の1、大阪市の2.3分の1となっている。13の政令指定都市の中で、下から2～3番目である。京都市の一般会計歳入額は、東京都区部の約2分の1、大阪市の70%であるが、市税収入の中身をみると、固定資産税は、他に財源の多い東京都区部を別にすれば約34%で、指定都市中最低位である。市民税(法人)収入と、支出では都市基盤づくりに関する土木費と、問題の教育費とを他の大都市と比べてみると、楽観は許されない(下表)。

	京都市	大阪市	神戸市	福岡市
市民税	87.1	113.9	92.1	90.6
土木費	38.4	53.6	62.3	95.0 (大阪市は港湾費を含む)
教育費	38.5	63.4	67.8	58.1

しかし、学校建営は、町組住民にとって、大きな負担であったことにかわりない。当時の京都府は、<sup>かまど</sup>竈別出金や<sup>のきやく</sup>軒役などの負担増による反感をおそれて建築費を下賜し、集金を割戻したりしているが、住民の自発的な寄付金も少なくない。注目すべきは、町組が「小学校会社」の設立を「発明」したことである。具申を受けた府は、玄米を配ったりしてこれを支援するが、「民」のアイデアによる自主的な盛り上がりや、京都の産業振興を運動化するチャンスと捉えたフシがある。府は小学校を「職業引立・窮民救助之場所」と布告し、会社の収益事業を奨励している。(『京都の歴史』第7巻 509頁)

京都の経済と財政を強くすることを願うが、先ずは無駄を無くし、今の力を効率良く使い相乗効果をねらうことである。都心には都市施設や利便施設のストックがある。医療・保育など、市民生活を支える人材もある。

行政は各部局の枠を越えて、資産と予算を集中して活かすことである。

「小学校会社」など、先達の知恵も資産である。民間の活動と力を合わせることである。

企業と市民の側にも、汗を流し、金を持ち寄り、責任ある体制を整えることを訴える。

跡地活用は、京都の小学校の意義を、しっかり理解した上で「跡地」だけに限定せず、未来の都市づくりへ、官・民上げて総力を結集する機会である。

京都型・都市経営のキーワードは「総合」と「共同」である。

### 3. 跡地活用策の提案 次世代市民に引き継ぐ都心再生と総合的施策の拠点

#### (1) 跡地活用策の理念と戦略 ストックを未来に活かす基本ポリシーの提案

我々は「平成京創成——21世紀 京都グランド・デザインへの提言」の基本理念を継承する。即ち ① 人——市民が主役の都市づくり

② 自然と文化の特性を活かす都市づくり

である。その「哲学的基礎は、大自然への畏敬と、祖先への感謝の念、即ち、宇宙の摂理と人間の理想にあり、基本姿勢は“変革”にある」といった。

この基本理念と基本姿勢に立って、先ず、「跡地活用策」のポリシー＝コンセプト（理念）・戦略・戦術を提言する。

跡地活用策の「理念」第一は、先人の努力を尊び、貴重な資産である「跡地」を、現代の世代だけで、使い尽くしてしまうのではなく、次の世代のための安全で美しいまちづくりへの核として活かすことである。

跡地活用策の「理念」第二は、地域自治の精神と実力を発展させ、次世代へ継承することである。戦後大きく変わった民主主義の一つは、「地方自治」である。「地縁による団体」<sup>8)</sup>のような、資産管理を軸にした法人格を持つ住民自治組織の制度化もできている。

跡地活用策の「理念」第三は、市民のために必要な施設を、京都らしい型で、京都らしい方法でつくることである。日本の風土に、固有の文化を華開かせ、常に時代の先端を拓き、培ってきた「歴史都市・京都」の伝統と創成の精神を発展させねばならない。

ポリシーを実行する「基本戦略」は、現実の京都の置かれている状況を直視することによって決まる。京都は、経済力は相対的に低下しているが、明治期と違って、市域は拡大し、人口は146万の大都市となっている。350万の京都都市圏の母都市である。

京都市の都市構造も、伝統的な地場産業と結びついた個性ある地区群と都心中心部の間に、京都駅・山科駅・二条駅・伏見など、地域中核群が加わる「3層構造」になって行く。

市域部の鉄道は、JR線も私鉄も、さらに高速道路も都市内交通化し、都心と地域中核群を結ぶネットワーク化しつつある。

明治期と全く違っている、世界・全国そして都市圏のエネルギーのベクトルをネットワークに結びつけ、この未曾有の小学校跡地活用策を、度重なる災害と騒乱から不死鳥のように蘇らせた京都の都市づくり・都市経営の、新たなダイナミズムを現出する契機とする。「戦術」は、このような都市構造を基礎に、都心居住とその環境整備を目標に置き、京都の持つストックを活かし、魅力を高め、創るために「跡地」をネットワークの結び目——拠点として活かすことである。



## (2) 都心居住環境再生と生涯学習の拠点 モデル・コミュニティづくりの提案

小学校「跡地」を核にすえた、地域＝学区ぐるみの“まちづくり”作戦である。目的は、今居る人々に加えて、人々を呼び戻し、家族のための生活環境を整えることである。

「将来用地」といった曖昧なことではなく、優先順位は、自主・自立の運営・管理体制が熟したところからである。名乗りを上げた学区の自治組織と京都市の共同事業＝モデル・コミュニティづくりを行う。

三山から公園、社寺境内などと“緑の回廊”として連ねるよう、地元住民によって管理される、花と緑が、京都の四季を彩る。

市民にとって生涯学習の拠点である。明治の「京都府の出張所・職業引立・窮民救助之場所」は、今様に言えば、遊び場、図書館分館、集会所からダンス教室のフロアーや習いごとの部屋であろう。周辺を含めて店舗群をつくる。

京都市民は幼い時から水泳・マラソン・サッカー等々スポーツを愛している。プール、グラウンドは、スポーツ目的の利用だけではなく、防災避難拠点として役立つ。簡易救助器材・食料備蓄基地とする。消防団の小型ポンプ積載車を常備する。臨時ヘリポートの可能な校舎もある。

パソコンを置き、通信線は区役所・市役所と繋ぎ、警察署・消防署・自衛隊ともネットワークする。ヘリコプターなどからの映像情報を受けるモニター装置と蓄電池も備える。

①京都市は「跡地」周辺も含めて、学区毎の居住環境整備基本計画をつくり、まちづくり条例でサポートする。これは“ガイドライン”で状況によって変更される。

若い世帯が住めるよう公的住宅建設・借上型賃貸住宅建設を誘導する。地区計画、地区再開発計画、優良再開発等の予定区域を、住民と相談して基本計画に表す。

建設事業のための仮設用地・転がし用地・メンテナンス用地にも使えるようにする。

②京都市は、ソフトな支援事業を行う。若い家族のための家賃助成を充実させる。

住宅情報センターを設け、居住環境整備基本計画と連動して、町並みを保全すべき地区での町屋が、即、マンション建設というワンパターンでなく、町屋に住みたい人へ情報を提供し「流通」を図る。土地収用で代替住居を求める人など、情報を収集・管理・斡旋する。こうしたことは、既に「住宅審議会」の答申<sup>9)</sup>で言われている。

③学区住民は、先ず町内会単位で、自治組織を整備する。「地縁による団体」のように、代表者、役員と会議など規約と財政を持つ法人組織でなければならない。既に、建築協定など地域自治の実績は進んでおり、経験も豊かである。住民の学習は必須である。

④企業の役割も広い。賃貸住宅を社宅として一括借りして管理すること、住宅手当ての充実、鉾町などではそうだが、お祭り、運動会など地域行事への参加や、消防団活動のための特別有給休暇制度を勧める。不動産鑑定士・司法書士・建築士などの専門業界には、住宅情報センターへの協力をお願いする。

### (3)京都を発信する交流活動の拠点 「和」のエンターテイメント・ネットワークの提案

「歴史都市」京都は、日本人の心のふるさとに留まらず、世界的な価値を持っている。

京都の街には1200年の歴史の時間系を「縦糸」に、「横糸」のように、衣・食・住にまつわる文化のストックが刻み込まれ、最先端のモノづくりにまで活かしている。

来訪者と市民公共のために必要な施設は、適所に、公益性の高いものからつくる。特に「観光振興」は、京都のリーディング・プロジェクト（基幹事業）の第一に挙げねばならない。しかし、小学校跡地活用問題で真剣な議論をしたように「京都の観光とは何か」という根本に踏み込み、「理念」を明確にしなければならない。単なる観光「業」振興のためだけに、小学校跡地を活用しようということでは、市民の納得は得られないであろう。

さらに広域的に、京滋奈三（京都・滋賀・奈良・三重）文化圏、具体的には整備が進んでいる「歴史街道」、「東海自然歩道」とのネットワークを強める。また、教育から娯楽まで、熱心に「ソフト」の開発を行ったことが、京都の蘇りに効果を発揮したことを、明治の先人が教えている。平成京創成へ「和」＝なごみ、やわらぎ、と同時に京都の“強さ”の形と心を表し「日本」の源流と未来を発信するダイナミックな挑戦でもある。この事業は格別に、市即ち権力を集中する市長のリーダーシップに掛かっている。

- ①京都市は「都市マスタープラン」を元に、多核都市構造と周辺地域、及び市庁舎建設や歴史都市博物館建設等もにらんで「平成京・観光マスタープラン」をつくる。  
これもガイドラインであって状況によって柔軟に変更される。
- ②跡地は平均して 5,000平方メートル弱で、強大なインパクトを与える巨大施設をつくれるほどには大きくない。そこで、マスタープランには、幹線道路に接し、或いは公共交通機関によってアクセスできて、美術館・博物館・中央図書館・ツーリストセンターのような全市的タイプと、歩いて回れる適当な利用圏域にある、鎮守の森のような、モデル・コミュニティ型に分け、それらがネットワークの核となるように配置する。
- ③京都駅などのターミナルがショーウィンドーのようなものとする、例えば、梅小路を中心に、東の岡崎文化公園に対する西の平成文化公園は、大規模な集客も可能である。  
この衣・食・住の大文化センター、都市づくりサイエンスセンターなど、広域的施設と、全市型・コミュニティ型を重層して繋ぎ、京都を新しい魅力都市につくり替える。
- ④企業は、跡地の地域拠点で、工房や展示を展開し「和」の源流と未来を表現するグッズを開発し、販売する。企業ミュージアムや工場もネットワークのスポットに組む。
- ⑤京都は、奥行きが深いところに魅力がある。大文化公園が衣・食・住の中央ミュージアムとすると、跡地はそれぞれの地区ミュージアムとなる。歴史的な校名で呼ばれる、個性ある地域毎のスポットでもある。地域の人と来訪者とが「本物」を間にしての、対話の場である。
- ⑥夢のあふれる校舎・校地の活用デザインをコンペで、クリエイターに腕を振るわせ、全市を、過去・現在・未来をつなぐ、和のエンターテイメント・ミュージアムとする。

#### (4) 跡地活用策の方策と課題 コ・オペレーション・システムの提案

提言は、問題の根本的な要因に正面から立ち向かい、官・民挙げて取り組むことから研究した。真正面から総合的といっても、膨大な物量を投入するのではなく、少ない資力で効果を上げて行く、いわば“ツボと経絡”を押さえる東洋的方法による作戦と言える。

先ず、小さくとも市民の眼に見えることを実行する。

そのコ・オペレーション（共同作戦）のプログラムと継続して検討すべき課題を挙げる。

##### [当面の物的な方策]

- ①オープン・スペースとしての機能を持たせ、可能な校舎は現状を保全し、そのまま利用する。構造・意匠を検討し、内部は用途に応じて改装する。
- ②仮設的利用やイベント会場などに利用できるよう、都市計画公園のような「固い」計画はたてないようにする。

##### [事業化への方策]

- ①市は、責任と権限をもって計画と資金を総合的に管理する司令塔である。その下に、実施組織としては、第3セクター方式、公社を改組しての都市整備公社方式等々、複数のケースを検討する。「シビックコア地区整備」<sup>10)</sup>等、民間との連携を図る。
- ②市民の理解と共感を一步一步、確実に進めるよう、審議経過の情報を公開する。また、地元住民の意見も公開する。その際、ただ掲示板に「公示」するだけでなく、現地に大きな「看板」或いは「模型」でもって、市民の眼に見えるようにする。

##### [研究すべき課題]

- ①都心居住を進めるため、ダウンゾーニングを含め、幹線道路の内側部分の用途地域・容積地域の再検討を行うこと。いわゆる2項道路問題など、都市の特性を活かすため、市の条例で定められる範囲を拡げるよう、国の都市計画当局と協議すること。また京都府条例の検討を要請する。
- ②跡地校舎の構造的調査を始め、財政シュミレーションから防災システム、資源リサイクル・システムまで、調査・研究や、技術開発を進めること。
- ③アクセスの強化を図る。次世代公共交通システムとして、LRT（軽便鉄軌道）は、地球温暖化防止の面からも、必須の都市装置として検討すること。これは、新しい名物にもなる。
- ④環境と防災を軸に、都市づくりサイエンスセンターを検討する。次世代テーマパークとして新しい名所になるであろう。
- ⑤まちづくりの過程で“跡地”となる施設ができることがあり得る。交通局や水道局の営業所や、交番までも対象になるであろう。所管を越えた調整の課題である。
- ⑥「町組」レベルでの自治組織、学区レベルでの協議組織が成熟する様子を見て、区役所の機能と区長の権限強化を検討する必要がある。市民に近いところで、各部局を越えた調整が、これからますます多くなると予想される。

## むすび 提言

「はじめに」の“提言の趣旨”の委員会意見要約の(1)～(3)が、そのまま提言骨子である。

本提言では、あえて個別の「跡地」活用策を言っていない。また、京都市の「基本方針」と活用「3区分」案に対し、独自の「視点」と「方向」から討議、研究してきた。

提言骨子3項目に従って、前章までの詳述を要約し、改めて「提言」とする。

### (1) 京都の小学校成立の特質と、統合問題の根源を見据えること

他の大都市でも都心の空洞化、いわゆるインナーシティ問題を抱え、小学校の統合問題はあるが、京都は独自の視点と方向をとるべきである。

- ①町衆即ち、市民が主体となって議論と工夫に努力を重ね、負担も加え、行政が方針を出し、支援する方法でつくったこと。
- ②子弟の公教育の場であり、自治組織の会議の場、行政との接点、さらに産業振興と福祉のセンターにし、現在も地域社会の交流活動が活きていること。
- ③統合問題を巡る議論の中から、学区住民は「全市民的」な高い次元、広い視野へ到達し、伝統的な自治の精神を継承、発展させたこと。

この特質を踏まえ、都市づくりへのエネルギーとし、跡地についても今の世代だけで使い尽くしてしまうのではなく、次世代へ引き継ぐことを提言する。

### (2) 校舎・校地の利用を全市の活力を高めるため、総合的な視野から検討すること

都市のダイナミズムを創り出す「都市経営」の観点から、経済・財政の現勢を踏まえ、総合的計画と戦略をもって、全市民の貴重な資産である「跡地」を、全市の活力を呼び覚まし、繋ぎ合わせ、新しい都市機能創造の拠点群の一環として活かすべきである。

- ①地域中核拠点が形成され、京都都市圏の母都市としてひとまわり大きく変容して行く都市構造の中で、位置付けること。
- ②モデル・コミュニティづくりを進め、地域拠点をつくること。
- ③「小学校跡地」だけに限定せず、日本文化の源流・京都を発信する衣・食・住文化センター、大学センター、科学センターなど広域的・全市民的機能と併せて計画すること。
- ④コミュニティセンタータイプと、美術館・ツーリストセンターなど全市民の中核施設タイプを、共に全市「和」のミュージアムにネットワークすること。

日本文化の源流である京都の蘇りのために、都市居住の回復に真正面から、公・民挙げて取り組むこと、文化首都・近畿の中で計画すること。

跡地活用策は、「世界文化自由都市宣言」の精神をもって、市民が誇りをもてる都市・平成の京づくりを追求する一環として進めることを提言する。

### (3) 個々の活用策は、市民の意見を聞き、京都市の責任で定められるべきであること

「跡地活用」のマスタープランと、それに基づく個別「跡地」の活用策は、市民が選び、付託した市長の責任で決められるべきである。

旧町組自治と、現在の市政は、住民からの“距離”が違っている。決定と実行の過程で、知識、経験、責任を持つ住民自治を強め、市民の理解を進めることが肝要である。

- ①検討委員会の審議経過を、市民に公開すること。市民からの意見や要望も公開し、討論への市民参加の波を起こすキャンペーンを進めること。
- ②眼に見えることから実行すること。市民の眼に見えるよう、マスタープランと活用計画を示し、参加を求め、意見を聞き、柔軟に進めること。
- ③都市居住推進を目標に、モデル・コミュニティづくりなど、住民自治の責任と権限を支援し、市民の自主的な交流活動を進めること。
- ④現世代で使い尽くしてしまわないという観点で、2つのタイプのどちらにも、地域と全体の熟度によって、即活用開始型と「将来」リザーブ型を分けること。
- ⑤調査、研究、調整すべき課題がたくさんある。実行の過程でも、次々と問題が現れてくるであろう。広く知恵と工夫を集め、「京都」らしい方法で進める。

明治の小学校建営も、決して平坦な事業ではなかった。強権と抵抗、私欲と反発を越え高い次元、広い視野に立って、市民と行政のコ・オペレーション（共同作戦）によって成しとげた。その目的は“子供のため”、その力は権利と責任を自覚した“自治精神”であった。子孫のために、文化・学術・産業を興し、安全で美しい都市づくりへ、地方自治と地域自治へ、我が京都がモデルを示すことを提言する。

京都経済同友会の会員は、企業経営に責任を持つ経済人であると同時に、市民でもある。跡地活用の対象となっている小学校が母校であり、統合問題で議論し、学び、奉仕した会員も少なくないし、地域におけるオピニオンリーダーでもある。

我々はすべて、小学生であった経験は、間違いなく持っている。小学校は、大切な思い出である。未来の市民にも、良い思い出を残していくためには何ができるか、考え、実行しよう。

跡地活用策を決めることは、提言でも認めているように、むずかしいことに違いない。ここに提言していることは、“理想”を言っていると受け取られるかもしれない。

京都市民が、考え、悩み、話し合っただけで決断した小学校の統合という、未曾有の問題と、議論の中から成長した「市民」の意志に、京都市当局が真剣に応えられることを期待する。

“理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進みであることを静かに決意して、これを誓うものである。”と「世界文化自由都市宣言」は結んでいる。

注)

1. 京都市都心部小学校跡地活用審議会・河野健二会長  
「都心部における小学校の跡地の活用についての方針」（平成6年8月）
2. 3区分（平成7年9月・京都市企画調整局）この時点では、18跡地。  
広域用地 5跡地－成逸・龍池・明倫・立誠・菊浜  
身近用地 7跡地－西陣・小川・竹間・教業・本能・修徳・開智  
将来用地 6跡地－聚楽・春日・梅屋・生祥・格致・有隣
3. 京都市土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会・堀内三郎会長  
「伝統と創造の調和したまちづくり推進のための土地利用及び景観対策について」  
（第一次答申 平成3年11月 第二次答申 平成4年9月）
4. 合計特殊出生率  
その年の女子の各年齢ごとの出生率を合計したもの。日本は、昭和48年 2.14、  
平成元年 1.57、平成3年 1.53、平成4年 1.50 と低下している。
5. エンゼルプラン [21世紀福祉ビジョン－少子・高齢社会に向けて－]  
1994年12月 文部・厚生・労働4大臣合意。  
育児環境、子育て支援への、雇用・教育・住宅など広範な分野にわたる総合計画
6. 体系日本史叢書 12 「産業史 Ⅲ」古島俊雄（昭和41 山川出版社）による。
7. 都市の財政は、例えば市立高校を持っていたり、その年度に大規模な建設投資が  
決算に上がったたりするので、単純に比較するのは注意しなければならない。
8. 「地縁による団体」：地方自治法第 260条の2  
市町村内の一定の区域に住む地縁に基づいて形成された団体は、法の定める要件を満たし、市町村長の認可を受けて、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持等、地域的な共同活動を行うための不動産に関する権利と義務を持つ。団体は、区域、代表者、構成員の資格や資産等を定める規約を定め、民主的な運営の下に自主的に活動するものである等々、法による法人である。  
町内会規模でも会所を管理するだけでも良い。  
現在、市内にも 10 ケ所ほど認可されている
9. 京都市住宅審議会・三村浩史会長  
「ゆとりあるまち京都を実現する新たな住宅政策のあり方について」答申  
－多世代都市居住のまちづくりの展開－ 平成8年7月31日  
例えば「市民・事業者・行政の連携による住情報の交流」（答申書 P-20）
10. シビックコア地区整備制度（平成6年度 建設大臣官房営繕部）  
官公庁施設の高度化、民間建築物等の導入により、一体的に賑わいと魅力ある拠点地区の都市基盤・都市景観の形成を図る。

# 京都・都市活性化特別委員会名簿

平成8年10月1日現在

## 委員長

内田 昌一 京都青果合同(株) 代表取締役社長

## 副委員長

道端 進 京都中央信用金庫 理事長  
三輪 泰司○ (株)地域計画建築研究所 代表取締役会長

## 担当幹事

岩滝絵美子 (株)京額 代表取締役社長  
北村 眞純 いもぼう平野家 若主人  
木下 右門 丸玉観光(株) 代表取締役社長  
園 章 (株)園建築事務所 代表取締役社長  
福持 通 (株)都ホテル 代表取締役社長

## 委員

浅井 國勝 (株)朝日堂 代表取締役社長  
尼川 恵一 夷川店舗設計(株) 代表取締役社長  
一級建築士事務所  
石川 矩寿 鹿島建設(株) 京都営業所 所長  
井上 六平 (株)井六園 代表取締役社長  
岩見 宜春 内外テクニカ(株) 代表取締役  
上田 昇 上田商事(株) 代表取締役社長  
上村 正文◇ 竹菱電機(株) 代表取締役専務  
大藪 久雄 (株)増田組 代表取締役社長  
岡田和比古 日本電信電話(株) 京都支店 支店長  
岡田 敏彦 ムーンバット(株) 代表取締役社長  
岡田 光雄 大盛証券(株) 代表取締役社長  
岡野 益巳 (株)岡野組 代表取締役社長  
岡本 泰一 (株)いろは旅館 代表取締役社長  
加島 英一 (株)加島 代表取締役社長  
構 哲宏 積水ハウス(株) 京都支店 支店長  
河合 大介 河合美術織物(株) 代表取締役社長  
川人 一郎 (株)川人象嵌 代表取締役社長  
河辺 春喜 (株)日本長期信用銀行京都支店 支店長  
絹川 治 公成建設(株) 代表取締役社長  
木下 隆嗣 (株)京榮商会 代表取締役社長  
黒川 正夫 (株)トーホー産研 代表取締役社長  
小竹 治 (株)京都事務機 代表取締役社長  
小森 一宏 (株)小森産業 代表取締役社長  
小山 常芳 平安建設(株) 代表取締役会長  
小山 俊美 (株)丸久小山園 専務取締役

佐治 政子 (株)下鴨茶寮 代表取締役社長  
清水 輝久 (株)ジャパンクラブ 代表取締役社長  
新開 純也 (株)タカラブネ 代表取締役社長  
神農 雅嗣 (株)デ・リード コーポレーション 取締役社長  
千藤 雅弘 大阪ガス(株) 京滋事業本部 取締役本部長  
高松 晃一 (株)日本交通公社 京都支店 支店長  
武村 銀一 京都ブライトンホテル(株) 代表取締役社長  
田中 恒雄 (株)錦味 代表取締役会長  
谷口 泰義 (株)西京コクヨ 代表取締役社長  
玉置 辰次 (株)半兵衛麩 代表取締役社長  
津田佐兵衛 (株)井筒ハツ橋本舗 代表取締役会長  
津田 純一 (株)井筒ハツ橋本舗 代表取締役社長  
富田 實 金下建設(株) 取締役副社長  
鳥居 興彦 関西設備サービス(株) 代表取締役社長  
長澤 健次 (株)きんでん 京都支店 取締役支店長  
中村 好男 (株)京都グランドホテル 常務取締役支配人  
西垣 功 (株)フーズネット 代表取締役社長  
西村 俊雄 スター(株) 代表取締役社長  
西村 勝 柵家(株) 代表取締役社長  
枷場 英男 (株)中村建築設計事務所 代表取締役社長  
橋本奈良二 (株)傳來工房 代表取締役会長  
菱田 昌則 (株)京都センチュリーホテル 代表取締役社長  
平井 義久 (株)京つけもの西利 代表取締役社長  
福永 晃三 (株)フクナガ・リプトン 代表取締役社長  
堀部 素弘 (株)田ひと 代表取締役社長  
本部 久雄 (株)イトーキ 京都支店 支店長  
水原 醇 水原司法書士・土地家屋調査士事務所 所長  
向井 博一 向井石油(株) 代表取締役社長  
室田 裕司 (株)内藤建築事務所 代表取締役社長  
森 正廣 六和証券(株) 専務取締役  
森川秀次郎 (株)森川製作所 取締役会長  
森本 均 (株)大春工業 代表取締役  
山内 信輝 (株)灰孝本店 取締役副社長  
山下 英雄 (株)葉師庵 代表取締役社長  
山田 昌次 花豊造園(株) 代表取締役社長  
山仲 修矢 (株)山仲工業所 代表取締役社長  
山本 康弘 トウジ工業(株) 代表取締役社長  
矢本 京子 (株)杵 代表取締役社長  
吉澤 康雄 (株)クロバー 代表取締役社長  
吉田幸次郎 (株)美濃幸 代表取締役社長  
吉田總一郎 吉田商事(株) 代表取締役会長

以上計74名  
○印……アドバイザー  
◇印……準会員

---

社団法人  
京都経済同友会  
京都市中京区烏丸通夷川上ル  
京都商工会議所ビル5階  
TEL.075-222-0881(代)  
発行 平成8年10月11日

---